

平成28年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成29年1月17日（火）

【開会】 13時15分

【閉会】 15時22分

【場所】 第4庁舎 第4会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 濱谷 由美子

委員 小原 良

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 前田 博明

委員 中村 香

【出席職員】

教育改革推進担当理事 佐藤 裕之

総務部長 小椋 信也

教育環境整備推進室長 丹野 典和

職員部長 山田 秀幸

学校教育部長 小田嶋 満

中学校給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 野本 宏一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

教職員課長 小田桐 恵

県費教職員移管準備担当担当課長 石渡 一城

県費教職員移管準備担当担当課長 猪俣 聡

中学校給食推進室担当課長 古俣 和明

指導課長 渡辺 英一

庶務課課長補佐 武田 充功

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

(13時15分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期でございますが、13時15分から15時20分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

11月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 1名）

【渡邊教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、

報告事項No. 2、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号及び議案第72号は、議会への報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

報告事項No. 3、議案第73号は、特定の個人が識別される氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 2、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号及び議案第72号につきましては、議会での報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【渡邊教育長】

本日の会議録署名人は、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により濱谷委員と前田委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第4号（教育長、庶務課長及び庶務担当課長の懲戒処分を求める請願）の報告について

【渡邊教育長】

まず報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 請願第4号（教育長、庶務課長及び庶務担当課長の懲戒処分を求める請願）の報告について」ですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第6項の規定により、私と総務部長は除斥となり退席いたしますので、これからの進行を吉崎教育長職務代理者にお願いいたします。

< 渡邊教育長、総務部長 退席 >

【吉崎教育長職務代理者】

それでは「報告事項No. 1 請願第4号（教育長、庶務課長及び庶務担当課長の懲戒処分を求め

る請願)の報告について」の説明を、庶務課担当課長お願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

— 請願第4号読上げ —

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じますが、本請願は、「川崎市教育委員会請願等取扱要綱」第3条第3号の規定における別表中の「7 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの」に該当するものと考えられ、教育長が該当すると判断した場合は、同項後段の規定により「会議で確認の上、審議を行わないことができる」と規定されております。

以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

ただ今、報告のありました請願第4号の取り扱いにつきましては、「川崎市教育委員会請願等取扱要綱」第3条第3項の別表の7に該当するため、私は、審議を行わないこととしたいと思いますが、皆さまの御意見を伺って、委員会として決定をしてみたいと思います。

【各委員】

< 異議なし >

【吉崎教育長職務代理者】

それでは、請願第4号の取り扱いにつきましては、審議を行わないということでよろしいでしょうか。

【各委員】

< 承認 >

【吉崎教育長職務代理者】

それでは、そのように決定させていただきます。

< 渡邊教育長、総務部長 着席 >

【吉崎教育長職務代理者】

渡邊教育長に申し上げます。

先ほど、「報告事項 No. 1 請願第4号(教育長、庶務課長及び庶務担当課長の懲戒処分を求める請願)の報告について」につきましては、審議を行わないこととなりましたので、お知らせいたします。

それでは、進行を教育長へ戻します。

【渡邊教育長】

それでは、ここで傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【渡邊教育長】

それでは報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課担当課長お願いします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No. 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして御説明いたします。お手元の報告事項No. 2をごらんください。市長の専決事項の指定について第1項による専決処分でございます。

専決年月日は、平成28年11月24日でございます。

事案の概要でございますが、障害を有する相手方が、本市を退職した際に支払われた退職手当の算定に誤りがあったとし、また、在職中に職場で安全配慮義務違反等があったことにより肉体的・精神的な損害を受けたとして、横浜地方裁判所川崎支部に、本市を被告として、292万1,824円の支払を求め、損害賠償等の請求に係る訴訟を提起したが、同支部から事件を回付された横浜地方裁判所から強い和解勧告があった、でございます。

和解条項要旨でございますが、(1)本市は、相手方に対し、本事件の和解金として、80万円の支払義務があることを認め、この金員を、平成28年12月28日限り、支払う。

(2)本市は、本件紛争のような紛争を防止するために、傷病による退職の認定基準を明確化することとする。

(3)本市は、本件紛争が生じたこと及び相手方に対する配慮が不足していたことを踏まえ、今後も障害者雇用促進法を含む関連法の制度趣旨を現場に至るまで周知徹底し、障害者の障害の状態を把握し、適切な配慮を行うよう努めることとする、でございます。

なお、こちらの専決処分につきましては、平成29年第1回市議会定例会に報告される予定となっております。

報告事項No. 2については、以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり御報告をいただきました。何か御質問等がございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。
それでは、ただいまの報告事項No.2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No. 2、承認といたします。

**報告事項 No. 3 公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）について
（諮問第269号）**

山田庶務課担当課長が説明した。
報告事項 No. 3 は承認された。

9 議事事項

議案第68号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項に入ります。
「議案第68号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。
説明を庶務課担当課長、引き続きお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案第68号、川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の2ページをごらんください。

制定要旨でございますが、市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたことに伴い、小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の定数を定めるため、この条例を制定するものでございます。

次に、恐れ入りますが、1ページをごらんください。

この条例は、常時勤務する職員の定数について定めております。今回の改正は、教育委員会の所管に属する職員をアの事務部局及び学校を除く教育機関の職員と、イの学校の職員に分け、定数を定めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行する、と施行期日を定

めるものでございます。

なお、こちらの条例（案）につきましては、平成29年第1回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

以上、議案第68号について御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり御説明いただきました。

御質問などございましたら、お願いします。

【濱谷委員】

変なことを聞いていいですか。

【渡邊教育長】

はい、濱谷委員。

【濱谷委員】

例えば、386人以内とか、7,062人以内とか、そういう人数というのは、どこから拾い出してこの以内としているのですか。

例えば、職員のほうは、ある程度のことをちゃんと業務が遂行できるための人数ということで、学校の職員で先生の定数とかが変わったり、あるいは児童生徒数が大幅に変わったりということ、この人数自身は、変更もあるということなのですか。その辺が。

【渡邊教育長】

そのあたり、説明をお願いいたします。

【石渡県費教職員移管準備担当担当課長】

今、委員がお話ししたように、事務局と市長部局の職員については、業務量算定を行ったうえで定数を設定しています。

学校につきましては、小学校・中学校と特別支援学校につきましては、義務標準法等に基づきまして、一定の計算式、あるいは法に基づいた加算規定等がございます。

そちらを踏まえまして、法定の定数的な要素が多いですが、加えて、国の加配である通級であったり、児童支援であったりということを、本市の方が、どれぐらいのボリュームで国に申請するかということを加えて、ベースをつくっています。

さらには、この条例定数は、自治法上超えてはいけない上限となりますので、年度途中の不測の事態等に備えて、多少の余裕を持っていなければいけないということで、その三つの要素を基本要素として構成してございます。

さらには、今回の学校を分けましたので、従前から高等学校の教職員と用務員、調理員さんが、事務局定数から抜き出しておりますので、結構大きな数になってございます。

以上です。

【渡邊教育長】

どのように積算されているかという御説明いただきましたけれども、よろしいでしょうか。

【濱谷委員】

はい。わかりました。

【渡邊教育長】

ほかの委員さん、よろしいですか。

それでは、ただいまの議案第68号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

では、議案第68号を原案のとおり可決といたします。

議案第69号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第69号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

説明を庶務課担当課長、県費教職員移管準備担当担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第69号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして御説明いたします。

初めに、一部改正条例の一部改正を行うことについて御説明いたします。

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年12月19日に、条例第97号として制定されたものでございます。

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成29年4月1日に定めておりまして、今回の改正は、この一部改正条例の施行前に、神奈川県の人件委員会勧告に基づく給与改定を行うために、本市給与条例の一部改正条例中の改正規定について一部改正を行うものでございます。

続いて、今回の改正の経緯等につきまして、県費教職員移管準備担当担当課長から御説明申し上げます。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

それでは、「議案第69号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、初めに条例改正の経緯について御説明いたします。

この川崎市職員の給与に関する条例につきましては、県費負担教職員の市費移管に伴い、移管される教諭等に適用する義務教育諸学校教育職給料表を本市に新設するとともに、学校栄養職及び学校事務職については、本市の給料表を適用するための切替表を整備するなどのため、先の平成28年10月25日の教育委員会定例会におきまして、御審議いただき可決されまして、12月15日の市議会本会議において可決され、同月19日に制定されたものでございます。

しかしながら、この際の給料表等は、神奈川県的人事委員会勧告前のものでございましたことから、このたび、同人事委員会勧告に基づく給料の増額改定を行うものでございます。

それでは、条例の改正概要について御説明いたしますので、資料の「川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定関係参考資料」をごらんください。

1、改正概要でございますが、(1)の義務教育諸学校の教諭等に適用する義務教育諸学校教育職給料表につきましては、神奈川県人事委員会の勧告における、県の教育職給料表をもとに、2%程度の減額調整を行い、改めて本市の給料表とする改正を行います。

その際、初任給を中心とした若年層に重点を置いて、調整率を緩和いたします。

次に、(2)のア、学校栄養職に適用する移管後の表級号につきましては、神奈川県人事委員会が監督した給料表における号給の月額に、2%程度の減額調整を行った上で、本市の医療職給料表(2)の号給の月額における同額又は、直近上位の号給へ切りかえを行うため、切替表を改定いたします。

次に、(2)のイ、学校事務職に適用する移管後の表級号につきましては、神奈川県人事委員会が勧告した給料表における号給の月額に、2%程度の減額調整を行った上で、本市の行政職給料表(1)の号給の月額における同額又は直近上位の号給へ切りかえを行うため、切替表を改定します。

次に、2、施行期日につきましては、公布の日としております。

次に、3、神奈川県人事委員会勧告につきましては、主な内容は(1)月例給につきましては、0.20%の増額改定、(2)期末・勤勉手当につきましては、0.10月分の引き上げとなっております。

説明は、以上でございます。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案にお戻りください。議案書の27ページをごらんください。

制定要旨でございますが、義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員の給料月額の改定を行うこと等のため、この条例を制定するものでございます。

続いて、28ページをごらんください。今回の改正について新旧対照表で御説明いたします。右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。

初めに、28ページから43ページまでにかけてでございます。

附則別表第3の次に、次の3表を加える改正規定については、附則別表第4から附則別表第6までを加える規定でございましたが、今回の改正につきましては、神奈川県人事委員会勧告をもとに、旧県費負担教職員で本市の医療職給料表(2)、または、行政職給料表(1)の適用を受け

るものについては、切替前の給料月額を改定するために、附則別表第5の(2)から附則別表第6までに規定している新号給または切替表について、改正を行うものでございます。

次に、43ページから53ページまでにかけてでございます。

別表第5の次に、次の1表を加える改正規定については、別表第5の2として義務教育諸学校教育職給料表を加える規定でございましたが、今回の改正は、神奈川県人事委員会勧告をもとに、本給料表の給料月額について改めるため、給料月額の改定を行うものでございます。

次に、恐れ入りますが、26ページをごらんください。

附則でございますが、川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成29年4月1日ですので、その改正規定についての改正を行う場合には、もとの一部改正条例の施行期日より前に施行する必要があります。そのことから、この条例は、公布の日から施行する、と施行期日を定めております。

なお、この条例(案)につきましては、平成29年第1回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

以上、議案第69号について御説明申し上げました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいまのとおり、条例を改正する理由について、また、条例改正の内容について、それぞれ御説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい、吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

地域手当というのは、いわゆる都市手当、大都市調整手当というやつですね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

これは、川崎は何%になる。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

16%です。

【吉崎教育長職務代理者】

16%ですか。神奈川県は幾ら。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

1 1. 5%です。

【吉崎教育長職務代理者】

1 1. 5%。この差額のことがあるから、今後、2%下げると言っているわけですね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

はい、そういうことです。

【吉崎教育長職務代理者】

すると大体合う形になるのでしょうか。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

本給と地域手当のみを比較しますと、3. 数%引き下げることによってつり合うのですが、その他の手当もろもろもひっくるめて、年収ベースでつり合うように計算すると、2%程度ということになります。

【吉崎教育長職務代理者】

大体それで合うということなのですが、年齢とか、経験年数ですね。あと、職員によって影響を受けると思うんですが、大まかに言って、その割合というのは変わりますか。若年層といわゆる経験を積んでいる年数の人で。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

基本的に、今回の2%という計算は、全体の職員、全体の平均値でつり合うように計算しております。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

それで、先ほどの説明で若年層に重点を置いたというのは、二つの意味がございまして、神奈川県の人件委員会勧告自体が、若年層に重点を置いて引き上げているということで、その趣旨を汲んで、今回の改正条文に落とし込んでおります。

それとは別に、別途本市全体で2%程度引き下げの中で、特に、若年層の引き下げ幅を緩和することにしております。

ですから、若年層のほうが、有利というか、高くなるということにはなりません。

【吉崎教育長職務代理者】

初任給を、ちょっと僕も見ても、意外と本市とか、横浜市を見ても、神奈川県は高い

のですよね。初任者に関しては。

だから、そこを見ると、同じ、うまく考えないと、給料だけの魅力だけ考えると、実は、大きいところの川崎とか、横浜のほうが高いだろうと僕は思っていたんですが、意外と神奈川は高いんで、その辺のこともあるんでしょうか、初任給は。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

おっしゃるとおりでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

その辺のことを配慮していると。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

はい。そのとおりでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

やっぱり神奈川が高かった理由は、何かあったんですか。それは、わかりませんか。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

神奈川県の場合です、そのところは、確たるお答えはできないのですが。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか。ちょっと僕、驚いて。川崎・横浜より高いので、ちょっと、えっと思いましたね、ちょっとそれで、こういうことがあるのかなと思ひまして。やっぱりそういうことを配慮しているんですね。

【猪俣県費教職員移管準備担当担当課長】

ええ。そこは、配慮してございます。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか。ありがとうございます。事情はよくわかりました。

【渡邊教育長】

ほかの委員さんは、よろしいでしょうか。

では、改めまして、議案第69号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第69号を原案のとおり可決いたします。

議案第70号 川崎市学校給食センター条例の制定について

【渡邊教育長】

次に、「議案第70号、川崎市学校給食センター条例の制定について」でございます。
説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案第70号、川崎市学校給食センター条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の2ページをごらんください。制定要旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、川崎市立学校における学校給食の調理等の業務を一括して処理する施設として、学校給食センターを設置するため、この条例を制定するものでございます。

続いて、1ページをごらんください。今回の制定文の内容につきまして御説明いたします。

第1条は設置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、学校給食センターを設置することを定めております。

第2条は、名称及び位置についてそれぞれ定めております。

第3条は、職員について、学校給食センターに所長その他必要な職員を置くことを定めております。

第4条は、委任について、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定めると定めております。

次に、附則でございますが、この条例は、規則で定める日から施行すると施行期日を定めるものでございます。

なお、こちらの条例（案）につきましては、平成29年第1回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

以上、議案第70号について御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、御説明をいただきました。御質問等ございましたら、お願いいたします。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

すみません。確認で教えてほしいんですけど、附則のところなんですけども、規則で定める日からというものの規則というのは、何の規則というふうになっているわけ。

【古俣中学校給食推進室担当課長】

給食センターの設置の日付等について、規則で定めるということで考えてございまして、現在、南部につきましては、8月末の試行給食実施の日、中・北につきましては、11月末の試行給食開始の日を設置日ということで、別途規則に定めることを想定しております。

【小原委員】

じゃあ、規則が別にあるということですか。

【古俣中学校給食推進室担当課長】

ええ。条例の中では、この施設の開始日を設定いたしませんで、規則において設定するという形になっています。

【小原委員】

はい、わかりました。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

では、改めまして、議案70号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第70号は、原案のとおり可決といたします。

議案第71号 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次に、議案第71号、川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案第71号、川崎市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

初めに、議案第71号資料をごらんください。

平成28年12月26日付で、川崎市特別職報酬等審議会から市長に対して、川崎市市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額についてにつきまして答申が出されました。

答申の内容について御説明いたしますので、3ページをごらんください。

本市の一般職の給与制度の総合的見直しの実施に伴い、地域手当率を12%から16%に引き上げる必要があるため、市長及び副市長の給料月額を引下げ、次のとおりとすることが適当であるとの結論に達しました、というものでございます。

この答申を受け、市長及び副市長について、報酬等の額を変更することに関連して、その他常勤の特別職の報酬等の額についても、市長及び副市長に準じて改定を行うこととするものでございます。

それでは、議案にお戻りください。

議案書の2ページをごらんください。制定要旨でございますが、川崎市特別職報酬等審議会から市長に対してなされた平成28年12月26日付答申に鑑み、市長及び副市長の給与改定を行うことに関連して教育長の給与について必要な措置を講ずるため、この条例を制定するものでございます。

続いて、3ページをごらんください。今回の改正について、新旧対照表で御説明いたします。

この条例は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めておりまして、左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第3条につきましては、給料の額について、81万円を78万円に改めております。

第4条につきましては、地域手当について、地域手当率を100分の12から100分の16に改めております。

第7条第1項につきましては、退職手当について、支給率を100分の30から100分の31に改めております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行する施行期日を定めるものでございます。

なお、こちらの条例（案）につきましては、平成29年第1回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

以上、議案第71号について、御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり御説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

特によろしいでしょうか。

では、議案第71号でございますが、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、原案のとおり可決といたします。

議案第72号 川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

【渡邊教育長】

次に、議案第72号、川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明を庶務課担当課長並びに庶務課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案第72号、川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして、御説明いたします。

初めに、今回の改正の経緯等につきまして、庶務課長から御説明申し上げます。

【野本庶務課長】

それでは、議案第72号の資料をごらんください。

初めに、1の改正の概要でございます。概要につきましては、行政委員会の委員等の月額報酬につきまして、職務を遂行できなかった日がある場合に、日割により月額報酬を減額できる規定の整理を行うものでございます。

次に、2の改正理由でございますが、東京都杉並区の選挙管理委員会の委員が、平成22年5月8日以降は、疾病により勤務実態がなかったにもかかわらず、同年5月1日から同年10月25日までの期間を含む各月において、杉並区の条例の規定に基づき月額報酬の支給を受けたことについて、平成23年5月6日に住民訴訟が提起されました。

このことにつきまして東京地裁は、月額報酬を定める条例の規定自体は違法ではあるとは言えないが、一律に月額報酬の全額を支給するものとする限りにおいて、議会の裁量権の範囲を超えるものとして、地方自治法の規定に違反し無効との判決をくだしました。

杉並区は控訴いたしました。東京高裁では棄却され、平成27年11月に最高裁が上告を不受理とする決定を行い、判決が確定されたものでございます。

この判決は、杉並区の条例のみを対象としておりますが、本市の条例におきましても、職務を遂行することができない場合における報酬の減額についての規定がございません。判決では、月の全て、または大部分において職務を遂行することができなかった場合に、一律に全額が支給されることになるものとする限りにおいて無効としているものであり、どのように減額するかは、議会の裁量権に委ねているものと考えられます。

そのため、本市におきましては、月の相当の割合において職務を遂行することができない場合は、報酬を支給しないこととし、職務を遂行することができない日がある場合につきましては、報酬を日割により減額するものとしてございます。

御説明は以上でございます。

【山田庶務課担当課長】

それでは、議案にお戻りください。議案書の2ページをごらんください。制定要旨でございま

すが、教育委員会委員の月額報酬の支給方法を変更するため、この条例を制定するものでございます。

続いて、3ページをごらんください。今回の改正について新旧対照表で御説明いたします。この条例は、教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法について定めておりまして、右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。

第4条につきましては、報酬を支給する期間について定めておりますが、今回の改正は、職務を遂行することができないと認められる場合に報酬を支給しないこととするため、その改正を行うものでございます。

恐れ入りますが1ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行する、と施行期日を定めるものでございます。

なお、こちらの条例（案）につきましては、平成29年第1回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

以上、議案第72号について御説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。これにつきまして、御質問などございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、ただいまの議案第72号でございますが、原案のとおり可決でよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、第72号、原案のとおり可決といたします。

議案第73号 川崎市いじめ防止対策条例に基づく調査審議について（諮問）について

渡辺指導課長が説明した。

議案第73号は可決された。

10 閉会宣言

【渡邊教育長】

ありがとうございました。それでは、本日の会議は以上をもちまして終了といたします。お疲れさまでした。

(15時22分 閉会)